

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援等）

取引先同士のビジネスマッチングに加え、大手企業とのマッチング商談会や海外との越境 EC を実施し、取引先の販路拡大等の支援をしています。また、事業承継・M&A の専門部署を設置し、事業承継の課題を抱えている地域の事業者に対し、事業承継対策のスキーム提案及びアドバイスを通じて、取引先の課題解決に取り組んでいます。当金庫のソリューション機能を発揮し、事業者が各々のライフステージで抱える様々な課題の解決支援に積極的に取り組み、地域の持続的成長に貢献していきます。

b. 専門人材マッチング

企業が抱える人材面の経営課題の解決を目的として、厚生労働大臣より「有料職業紹介事業」の許可を取得し、採用ニーズを有する取引先等と就職または転職を希望する求職者のマッチングを行う人材紹介業務を行っています。また、継続雇用までには至らない企業内のプロジェクト単位の業務を専門人材が副業・兼業で受託できる複業人材支援サービスを提供しています。地域企業における人材不足は深刻化しており、人材の確保は重要な経営課題となる中、持続可能な地域社会の実現に向けて人材マッチング支援を強化しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また支払いサイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしづ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は、「コミュニティ・バンク」として、これまでの決済機能や仲介機能の金融業務に留まることなく、時代に応じた金融サービスを提供し、地域社会に新たな社会的紐帶を育み、ゆたかなコミュニティを創造していくことを目指しています。

そのため、取引先、パートナー、地域社会が抱えている課題に寄り添うことで、信頼関係・協働関係を築き、中長期的な企業価値の向上と地域経済の発展に繋げていくように努めます。

2024年3月27日

京都信用金庫

理事長 榊田隆之